

7 個人の事業税

(1) 第1種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
物品販売業	972	79	1,051	5,196,760	322,692	5,519,452	2,954,645	2,564,807
保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭貸付業	-	-	-	-	-	-	-	-
物品貸付業	x	x	33	x	x	163,025	95,217	67,808
不動産貸付業	5,741	73	5,814	47,761,658	303,248	48,064,906	16,538,301	31,526,605
製造業	168	13	181	874,590	58,799	933,389	514,752	418,637
電気供給業	19	-	19	75,387	-	75,387	55,100	20,287
土石採取業	x	x	x	x	x	x	x	576
電気通信事業	x	x	x	x	x	x	x	5,504
運送業	349	23	372	1,583,660	93,095	1,676,755	1,045,218	631,537
運送取扱業	x	x	x	x	x	x	x	2,502
船舶ていけい場業	-	-	-	-	-	-	-	-
倉庫業	x	x	x	x	x	x	x	2,928
駐車場業	118	-	118	589,714	-	589,714	327,461	262,253
請負業	5,260	473	5,733	26,944,909	1,821,566	28,766,475	16,274,401	12,492,074
印刷業	x	x	6	x	x	22,310	17,400	4,910
出版業	x	x	4	x	x	20,439	11,600	8,839
写真業	x	x	37	x	x	179,810	101,984	77,826
席貸業	x	x	x	x	x	x	x	1,072
旅館業	12	-	12	73,738	-	73,738	34,800	38,938
料理店業	84	3	87	404,907	11,439	416,346	243,845	172,501
飲食店業	454	46	500	2,110,385	174,588	2,284,973	1,397,572	887,401
周旋業	x	x	74	x	x	501,537	206,627	294,910
代理業	155	9	164	835,921	29,911	865,832	465,936	399,896
仲立業	x	x	7	x	x	83,087	20,300	62,787
問屋業	21	-	21	96,498	-	96,498	56,068	40,430
両替業	-	-	-	-	-	-	-	-
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
演劇興行業	-	-	-	-	-	-	-	-
遊技場業	4	-	4	30,491	-	30,491	11,117	19,374
遊覧所業	-	-	-	-	-	-	-	-
商品取引業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産売買業	5	-	5	43,540	-	43,540	14,500	29,040
広告業	x	x	42	x	x	248,363	116,968	131,395
興信所業	7	-	7	38,846	-	38,846	18,125	20,721
案内業	6	-	6	124,733	-	124,733	17,400	107,333
冠婚葬祭業	x	x	9	x	x	39,021	26,100	12,921
合計	13,584	732	14,316	88,036,235	2,863,048	90,899,283	40,593,471	50,305,812

(2) 第2種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
畜産業	x	x	x	x	x	35,212	14,500	20,712
水産業	x	x	x	x	x	255,907	49,300	206,607
薪炭製造業	x	x	x	x	x	-	-	-
合計	20	2	22	282,084	9,035	291,119	63,800	227,319

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	x	x	206	x	x	2,126,926	589,910	1,537,016
歯科医業	x	x	122	x	x	800,240	350,417	449,823
薬剤師業	x	x	x	x	x	x	x	1,211
あん摩等の事業	102	4	106	481,249	15,279	496,528	297,493	199,035
獣医業	x	x	68	x	x	667,816	192,851	474,965
装蹄士業	-	-	-	-	-	-	-	-
弁護士業	240	6	246	2,762,388	24,017	2,786,405	711,225	2,075,180
司法書士業	124	4	128	1,025,580	16,285	1,041,865	369,750	672,115
行政書士業	35	3	38	181,242	10,026	191,268	109,717	81,551
公証人業	9	-	9	109,180	-	109,180	26,100	83,080
弁理士業	9	-	9	91,700	-	91,700	26,100	65,600
税理士業	x	x	326	x	x	2,918,145	939,118	1,979,027
公認会計士業	38	-	38	377,718	-	377,718	110,200	267,518
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	80	4	84	523,869	14,193	538,062	241,425	296,637
コンサルタント業	201	7	208	1,154,271	27,084	1,181,355	585,078	596,277
設計監督者業	276	15	291	1,553,939	60,586	1,614,525	832,786	781,739
不動産鑑定業	x	x	10	x	x	55,939	29,000	26,939
デザイン業	113	8	121	546,708	34,459	581,167	342,926	238,241
諸芸師匠業	120	6	126	536,944	24,765	561,709	357,185	204,524
理容業	96	24	120	381,763	89,819	471,582	345,100	126,482
美容業	269	26	295	1,189,139	98,354	1,287,493	830,372	457,121
クリーニング業	8	-	8	34,874	-	34,874	23,200	11,674
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	56	8	64	236,209	31,141	267,350	184,634	82,716
測量士業	x	x	35	x	x	191,325	99,084	92,241
土地家屋調査士業	96	6	102	737,985	27,088	765,073	295,075	469,998
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	2,885
印刷製版業	x	x	x	x	x	x	x	1,757
合計	2,635	129	2,764	18,668,835	506,863	19,175,698	7,900,346	11,275,352

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成30年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人，千円)

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税所得金額			課税人員	分割を受けた課税所得金額
		当該県分	他の県分	計		
第1種事業	5	10,644	12,178	22,822	x	8,602
第2種事業	-	-	-	-	x	125,543
第3種事業	-	-	-	-	x	26,014
計	5	10,644	12,178	22,822	11	160,159

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成30年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 課税所得金額は、事業主控除後の所得金額である。

(5) 事業専従者に関する調

(単位：人，千円)

区 分	青色申告				白色申告				計			
	納税者数 ①	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ②	専従者数 ③	給与額 ④	納税者数 ⑤	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ⑥	専従者数 ⑦	控除額 ⑧	納税者数 (①+⑤)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (②+⑥)	専従者数 (③+⑦)	給与(控除)額 (④+⑧)
第1種事業	10,534	3,808	4,388	8,717,184	3,782	583	638	491,715	14,316	4,391	5,026	9,208,899
第2種事業	19	13	19	84,519	3	1	2	1,360	22	14	21	85,879
第3種事業(あん摩業等以外)	2,373	970	1,045	2,413,594	285	46	51	41,260	2,658	1,016	1,096	2,454,854
第3種事業(あん摩業等)	104	36	42	71,063	2	0	0	0	106	36	42	71,063
計	13,030	4,827	5,494	11,286,360	4,072	630	691	534,335	17,102	5,457	6,185	11,820,695

- (注) 1 この調は、当年度において課税したもの(減免により税額がなくなったものを除く。)のうち平成30年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 2 1人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種欄に記載した。
- 3 第3種事業中「あん摩業等」とは、あん摩・マッサージ又ははり・きゅう業等、税率3%の適用を受ける業種をいう。
- 4 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(6) 減免に関する調

(単位：人，千円)

区 分	人 員	所得金額	減免額
第1種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第2種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第3種事業	天災による者	-	-
	あん摩業等 公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
計	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-

- (注) 1 この調は、当年度において減免したものについて作成した。ただし、「32 工場誘致条例等による減免額に対する調」において、「低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額」欄に記載されたものは除いてある。
- 2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」は、法第72条の62の規定に基づく減免について記載した。
- 3 「その他」は上記3以外のものを記載した。
- 4 「所得金額」は、減免を受けた者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。したがって、たとえば所得金額290万円の者が軽減又は免除を受けた場合でも所得金額は290万円として記載した。
- 5 そのほか、(1)(2)(3)表の(注)に準じて記載した。

(7) 所得階層別に関する調

区 分		300万円以下		300万円超		310万円超		320万円超		330万円超		340万円超		
		310万円以下		320万円以下		330万円以下		340万円以下		350万円以下				
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	490	1,440,090	489	1,478,478	473	1,471,774	439	1,400,653	422	1,396,825	394	1,336,693	
	所得税失格者	52	150,853	51	154,795	46	142,688	47	149,967	36	120,046	45	149,175	
	計	542	1,590,943	540	1,633,273	519	1,614,462	486	1,550,620	458	1,516,871	439	1,485,868	
第2種事業	所得税課税者	-	-	-	-	1	3,176	-	-	-	-	-	-	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,495	
	計	-	-	-	-	1	3,176	-	-	-	-	1	3,495	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	89	261,071	85	252,219	85	264,755	72	233,276	69	231,101	58	196,501
		所得税失格者	8	23,623	9	27,554	11	34,607	4	13,107	11	36,740	8	27,649
		計	97	284,694	94	279,773	96	299,362	76	246,383	80	267,841	66	224,150
	あん摩業等	所得税課税者	8	23,552	5	15,278	2	6,258	7	22,750	6	18,673	3	10,292
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,439
		計	8	23,552	5	15,278	2	6,258	7	22,750	6	18,673	4	13,731
小 計		105	308,246	99	295,051	98	305,620	83	269,133	86	286,514	70	237,881	
合 計	所得税課税者	587	1,724,713	579	1,745,975	561	1,745,963	518	1,656,679	497	1,646,599	455	1,543,486	
	所得税失格者	60	174,476	60	182,349	57	177,295	51	163,074	47	156,786	55	183,758	
	計	647	1,899,189	639	1,928,324	618	1,923,258	569	1,819,753	544	1,803,385	510	1,727,244	

区 分		350万円超		360万円超		370万円超		380万円超		390万円超		400万円超		
		360万円以下		370万円以下		380万円以下		390万円以下		400万円以下		500万円以下		
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	399	1,392,038	410	1,472,094	412	1,514,212	342	1,286,763	336	1,298,748	2,582	11,337,912	
	所得税失格者	41	144,637	25	90,993	29	108,580	31	116,979	33	124,776	195	835,526	
	計	440	1,536,675	435	1,563,087	441	1,622,792	373	1,403,742	369	1,423,524	2,777	12,173,438	
第2種事業	所得税課税者	-	-	-	-	1	3,799	-	-	1	3,992	2	8,809	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	1	3,799	-	-	1	3,992	2	8,809	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	71	245,673	68	244,017	51	184,390	56	212,593	69	267,886	457	2,012,219
		所得税失格者	9	31,988	2	7,266	1	3,768	5	19,098	4	15,763	32	140,571
		計	80	277,661	70	251,283	52	188,158	61	231,691	73	283,649	489	2,152,790
	あん摩業等	所得税課税者	5	16,817	1	3,632	2	7,459	2	7,716	3	8,897	30	133,289
		所得税失格者	-	-	2	7,301	-	-	-	-	-	-	1	4,539
		計	5	16,817	3	10,933	2	7,459	2	7,716	3	8,897	31	137,828
小 計		85	294,478	73	262,216	54	195,617	63	239,407	76	292,546	520	2,290,618	
合 計	所得税課税者	475	1,654,528	479	1,719,743	466	1,709,860	400	1,507,072	409	1,579,523	3,071	13,492,229	
	所得税失格者	50	176,625	29	105,560	30	112,348	36	136,077	37	140,539	228	980,636	
	計	525	1,831,153	508	1,825,303	496	1,822,208	436	1,643,149	446	1,720,062	3,299	14,472,865	

区 分		500万円超		600万円超		700万円超		1,000万円超		合計		
		600万円以下		700万円以下		1,000万円以下						
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人 員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	1,663	8,882,776	1,161	7,330,339	1,760	14,108,170	1,812	30,888,670	13,584	88,036,235	
	所得税失格者	74	373,796	13	79,530	10	71,457	4	49,250	732	2,863,048	
	計	1,737	9,256,572	1,174	7,409,869	1,770	14,179,627	1,816	30,937,920	14,316	90,899,283	
第2種事業	所得税課税者	4	20,823	-	-	5	41,063	6	200,422	20	282,084	
	所得税失格者	1	5,540	-	-	-	-	-	-	2	9,035	
	計	5	26,363	-	-	5	41,063	6	200,422	22	291,119	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	315	1,701,208	188	1,191,043	371	3,035,843	429	7,653,791	2,533	18,187,586
		所得税失格者	17	83,766	3	18,941	1	7,143	-	-	125	491,584
		計	332	1,784,974	191	1,209,984	372	3,042,986	429	7,653,791	2,658	18,679,170
	あん摩業等	所得税課税者	14	73,599	3	15,198	6	50,057	5	67,782	102	481,249
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	4	15,279
		計	14	73,599	3	15,198	6	50,057	5	67,782	106	496,528
小 計		346	1,858,573	194	1,225,182	378	3,093,043	434	7,721,573	2,764	19,175,698	
合 計	所得税課税者	1,996	10,678,406	1,352	8,536,580	2,142	17,235,133	2,252	38,810,665	16,239	106,987,154	
	所得税失格者	92	463,102	16	98,471	11	78,600	4	49,250	863	3,378,946	
	計	2,088	11,141,508	1,368	8,635,051	2,153	17,313,733	2,256	38,859,915	17,102	110,366,100	

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成30年中の所得分について作成した。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいうが、中途開業業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実額を記載した。したがって、たとえば、営業期間2か月で所得51万円の者は「300万円超310万円以下」の欄に510千円として記載した。
- 第3種事業中「あん摩業等」とは、あん摩・マッサージ又ははり・きゅう業等、税率3%の適用を受ける業種をいう。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

○ 事務所別内訳

(単位：人，千円)

区 分		大 河 原		仙 台 南		仙 台 中 央		仙 台 北	
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額
第 1 種事業	所得税課税者	796	4,187,232	2,388	15,776,824	2,283	16,970,047	3,808	26,385,379
	所得税失格者	36	145,170	150	566,401	79	313,742	195	760,857
第 2 種事業	所得税課税者	4	23,872	-	-	-	-	1	8,896
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 種事業	あん摩業等以外	107	698,561	373	2,426,433	511	4,176,761	979	6,942,178
	あん摩業等	-	-	24	91,797	29	118,360	39	158,357
計	所得税課税者	913	4,936,697	2,775	18,266,779	2,806	21,206,550	4,841	33,599,272
	所得税失格者	36	145,170	177	670,038	108	432,102	235	922,653
計		949	5,081,867	2,952	18,936,817	2,914	21,638,652	5,076	34,521,925

区 分		塩 釜		北 部		栗 原		東 部	
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額
第 1 種事業	所得税課税者	1,170	6,950,069	1,035	5,664,207	275	1,481,693	1,062	6,389,072
	所得税失格者	79	307,794	53	214,513	8	29,937	76	304,112
第 2 種事業	所得税課税者	-	-	-	-	-	-	13	225,690
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	2	9,035
第 3 種事業	あん摩業等以外	129	711,546	146	1,150,510	43	281,646	145	1,097,159
	あん摩業等	6	24,023	8	29,788	2	6,395	12	45,376
計	所得税課税者	1,304	7,682,060	1,189	6,847,598	318	1,763,339	1,222	7,720,419
	所得税失格者	85	331,817	61	244,301	10	36,332	90	358,523
計		1,389	8,013,877	1,250	7,091,899	328	1,799,671	1,312	8,078,942

区 分		登 米		気 仙 沼		県 計	
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額
第 1 種事業	所得税課税者	397	2,062,006	370	2,169,706	13,584	88,036,235
	所得税失格者	25	99,258	31	121,264	732	2,863,048
第 2 種事業	所得税課税者	1	11,340	1	12,286	20	282,084
	所得税失格者	-	-	-	-	2	9,035
第 3 種事業	あん摩業等以外	51	283,831	49	418,961	2,533	18,187,586
	あん摩業等	1	3,136	4	14,352	125	491,584
計	所得税課税者	450	2,360,133	421	2,604,307	16,239	106,987,154
	所得税失格者	26	102,394	35	135,616	863	3,378,946
計		476	2,462,527	456	2,739,923	17,102	110,366,100